

市民救命士の養成等応急手当普及啓発活動に関する実施要綱

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法等について必要な事項を定め、もって市民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民救命士

この要綱の別表 1 に掲げる普及講習のうち、市民救命士養成講習を修了した者で、心肺蘇生法、自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の取扱い及び応急手当等を行うことができる者をいう。

(2) 応急手当普及員

この要綱の別表 1 に掲げる普及講習のうち、応急手当普及員講習を修了した者のうちから消防長が適任と認めた者で、主として事業所又は自主防災組織その他消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して、別表 1 のうち、心肺蘇生法講習及び普通救命講習の指導に従事する者をいう。

(3) 応急手当指導員

この要綱の別表 1 に掲げる普及講習のうち、応急手当指導員講習を修了した者のうちから消防長が適任と認めた者で、別表 1 に掲げる普及講習の指導に従事する者をいう。

(4) 川崎市民救急ボランティア

応急手当普及員又は応急手当指導員として認定された者で、「川崎市民救急ボランティア要綱」に定める趣旨に賛同し、登録した者をいう。

(5) 受託者

「川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託」を受託した業者及びその職員をいう。

(応急手当の普及項目)

第 3 条 応急手当の普及項目は、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法、A E D の取扱い、大出血時の止血法等を中心とする。

(普及講習の種類)

第4条 普及講習の種類は、別表1のとおりとする。

第2章 市民救命士

(市民救命士の養成)

第5条 消防長は、別表2から別表4の各講習を実施し、市民救命士の養成に努めるものとする。

(修了証の交付)

第6条 消防長は、応急手当指導員が指導する前条に定める講習を修了した者に対し、次の各号の講習区分に対応した修了証を交付するものとする。

- (1) 普通救命講習Ⅰ(実技救命講習Ⅰを含む)(別記様式1)
- (2) 普通救命講習Ⅱ(実技救命講習Ⅱを含む)(別記様式1の2)
- (3) 普通救命講習Ⅲ(実技救命講習Ⅲを含む)(別記様式1の3)
- (4) 上級救命講習(実技上級救命講習を含む)(別記様式2)
- (5) 心肺蘇生法講習(別記様式3)

2 WEB講習を受講した者に対して発行される受講証明書を別記様式11(普通救命講習編)、別記様式11の2(上級救命講習編)とする。

3 消防長は、事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対しての応急手当指導員及び応急手当普及員が行う別表1に掲げる市民救命士養成講習については、受託者が立ち会うものに限り修了証を交付するものとする。

(再講習)

第7条 消防長は、市民救命士に対して、救命技能を忘れることなく維持向上させるため、おおむね3年ごとの再受講を推奨するものとする。

第3章 応急手当普及員

(応急手当普及員の養成)

第8条 消防長は、別表5から別表7の各講習を実施し、応急手当普及員の養成に努めるものとする。

(応急手当普及員の認定等)

第9条 応急手当普及員については、次のいずれかに該当する者の内から適任と認められる者について、消防長が認定する。

- (1) 別表5の応急手当普及員講習Ⅰを修了した者
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表6に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過

去２年以内に消防機関に在籍し、普及啓発業務に従事していたと認める者は応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

（３）応急手当の普及啓発業務に関し、前各号に規定する者と同等以上の知識を有すると消防長が認める者

（応急手当普及員講習の講師）

第１０条 応急手当普及員講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技術と十分な知識と経験を有する者をあてるものとする。

（応急手当普及員の認定証の交付）

第１１条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式４の認定証を交付するとともに、別記様式６の普及講習修了証等交付記録名簿に登録するものとする。

（応急手当普及員の資格の有効期限）

第１２条 応急手当普及員の認定（第９条第２項第３号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から３年で失効するものとする。ただし、失効前に別表７の応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに３年間有効とし、以後も同様とする。

（認定の取り消し）

第１３条 消防長は、応急手当普及員が応急手当の指導者としてふさわしくない行為等を行ったときは、認定を取り消すことができる。

第４章 応急手当指導員

（応急手当指導員の養成）

第１４条 消防長は、別表８から別表１１の各講習を実施し、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第１５条 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定するものとする。

（１）次のア又はイに該当する者で、別表８の応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去２年間に１６時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員又は消防職員だった者で別表 9 の応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 次のアかつイに該当し、消防長が認めた者で、別表 10 の応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

ア 応急手当普及員の認定を受けてから 3 年以上経過している者

イ 前年度において、年間 12 回以上別表 1 に掲げる市民救命士養成講習において実技指導者としての活動実績を認める者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員講習の講師)

第 16 条 前掲第 10 条は、応急手当指導員講習について準用する。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第 17 条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式 5 の認定証を交付するとともに、別記様式 6 の普及講習修了証等交付記録名簿に登録するものとする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第 18 条 応急手当指導員の認定（第 15 条第 2 項第 4 号に定める者を除く。）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。なお、失効前に別表 11 の応急手当指導員再講習を受講した者については、さらに 3 年間有効とし、以後も同様とする。

(認定の取り消し)

第 19 条 消防長は、応急手当指導員が応急手当の指導者としてふさわしくない行為等を行ったときは、認定を取り消すことができる。

第 5 章 応急手当指導員及び応急手当普及員の責務等

(応急手当指導員及び応急手当普及員の責務)

第 20 条 応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）は、市民に対する講習が計画的かつ効果的に行えるよう応急手当に関する知識、技術及び指導方法について常に研鑽に努めるものとする。

(応急手当指導員等の再教育)

第 21 条 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技術、指導技法の維持及び救急医療の進歩にあわせ、応急手当の普及指導が十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

第6章 川崎市民救急ボランティア

(川崎市民救急ボランティアの活用等)

第22条 消防長は、必要により救急ボランティアの協力を得て応急手当普及啓発活動を円滑に行うものとする。

2 川崎市民救急ボランティアについての必要な事項は、「川崎市民救急ボランティアの登録に関する要綱」で定めるものとする。

第7章 受講申請等

(受講申請)

第23条 普及講習を受講しようとする者は、普及講習の開催案内に定められた方法で事前に申請するものとする。

(修了証の交付)

第24条 消防長は、応急手当指導員等から別記様式7の市民救命士養成講習修了証交付申請書が提出された場合、記載事項を確認し修了証を交付するものとする。

(再交付)

第25条 消防長は、修了証又は認定証（以下「修了証等」という。）を亡失もしくは破損又は汚損した者から、修了証等の再交付の申し出があったときは、別記様式8の修了証等再交付申請書により申請を行わせるものとする。

2 消防長は、前項により再交付の申請があったときは、交付記録を確認し再交付を行うものとする。

3 市民救命士養成講習の修了証の再交付は、受講した日から3年以内とする。

第8章 応急手当普及啓発活動の計画的推進

(普及啓発活動の推進)

第26条 消防長又は消防署長は、応急手当普及啓発活動を効果的に推進するため、地域の特性に応じて、別表1に掲げる普及講習以外の応急手当普及啓発活動を実施するものとする。

(応急手当普及啓発用資器材の整備)

第27条 消防長は、応急手当普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用AED、その他の応急手当普及啓発用資器材の計画的な整備に努めるものとする。

第9章 感染防止

(感染防止上の配慮)

第 28 条 消防長又は消防署長は、市民に対する応急手当の講習の実施に当たって、応急手当を行う際の感染防止に関する留意事項についても指導を行うものとする。

また、心肺蘇生法の実技講習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

第 10 章 業務委託

(業務委託)

第 29 条 消防長は、市民救命士の養成等応急手当普及啓発活動に関する業務のうち、別表 12 に定める業務について、民間業者にその業務を委託するものとする。

2 受託者は、修了証等の管理に関して、出納を明確にするとともに、別記様式 9 の普及啓発帳票管理簿に記載し適正に管理するものとする。

3 受託者は、修了証等の発行に関して、消防長の委任を受けてこれを行うこととする。修了証等の交付番号は暦年とし、受託者がこれを適正に管理する。

4 消防長は、受託者に対して別記様式 10 の「委託業務完了届」にて普及講習の実施結果を翌月 10 日までに報告させるものとする。

第 11 章 雑則

(関係機関との連携)

第 30 条 消防長又は消防署長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及啓発活動を実施している他の関係機関との連携を図り、相互協力に努めるものとする。

(他の地域で応急手当指導員等を認定された者の扱いについて)

第 31 条 他の地域で応急手当指導員等を認定された者の取り扱いについては、認定を受けた講習が総務省消防庁の実施要綱に基づく講習による認定であれば、他の地域で認定を受けている者についても当該消防長が認定したものとみなす。

附 則（平成 14 年 3 月 18 日付け 13 川消警第 1773 号）
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 11 日付け 15 川消救第 1079 号）
この改正要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 川消救第 1139 号）
この改正要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 12 日付け 18 川消救第 325 号）
この改正要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 30 日付け 18 川消救第 1146 号）
この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 川消救第 1479 号）
この改正要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 3 日付け 22 川消救第 924 号）
この改正要綱は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 19 日付け 23 川消救第 823 号）
この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 川消救第 1483 号）
この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 川消救第 2084 号）
この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 13 日付け 3 川消救第 1335 号）
この改正要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 8 日付け 5 川消救第 1466 号）
この改正要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 22 日付け 6 川消救第 1477 号）
この改正要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1 普及講習

別	講習別		概要	主な実技項目	時間
市民救命士養成講習	1	普通救命講習Ⅰ	呼吸や心臓が停止した場合に必要な救命手当や、気道異物除去法、大出血時の止血法などについて習得できます。	※心肺蘇生法（成人） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法	3 時間
	2	普通救命講習Ⅱ	普通救命講習Ⅰに同じ ※業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し応急手当をすることが期待、又は想定される方を対象としています。（一定頻度者講習）	普通救命講習Ⅰに同じ ※知識の確認（筆記試験） ※実技の評価（実技試験）	4 時間
	3	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰに同じ ※主に小児、乳児を対象とした内容です。	※心肺蘇生法（小児、乳児） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法	3 時間
	4	上級救命講習	心肺蘇生法、気道異物除去法、大出血時の止血法、更に傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法などについて習得できます。 ※上記一定頻度者講習を包含します。	※心肺蘇生法（成人、小児、乳児） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法 ※骨折、外傷、その他の手当 ※傷病者管理法、搬送法 ※効果の確認（筆記試験）（実技試験）	8 時間
	5	心肺蘇生法講習（救急入門チャレンジコース）	胸骨圧迫及びAEDの使用法などについて習得できます。 ※応急手当の導入講習です。（おおむね10歳以上対象）	※胸骨圧迫 ※AEDの使用法	1.5時間

市民救命士養成講習	6	実技救命講習Ⅰ	事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」）を受講し、受講証明書（普通救命講習編）の認定年月日から1か月以内に受講する講習。普通救命講習Ⅰの修了証を交付します。	※心肺蘇生法（成人） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法	2 時間
	7	実技救命講習Ⅱ	事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」）を受講し、受講証明書（普通救命講習編）の認定年月日から1か月以内に受講する講習。普通救命講習Ⅱの修了証を交付します。	普通救命講習Ⅰに同じ ※知識の確認（筆記試験） ※実技の評価（実技試験）	3 時間
	8	実技救命講習Ⅲ	事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」）を受講し、受講証明書（普通救命講習編）の認定年月日から1か月以内に受講する講習。普通救命講習Ⅲの修了証を交付します。	※心肺蘇生法（小児、乳児） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法	2 時間
	9	実技上級救命講習	事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習上級救命講習編」）を受講し、受講証明書（上級救命講習編）の認定年月日から1か月以内に受講する講習。上級救命講習の修了証を交付します。	※心肺蘇生法（成人、小児、乳児） ※AEDの使用法 ※気道異物除去法、止血法 ※骨折、外傷、その他の手当 ※傷病者管理法、搬送法 ※効果の確認（筆記試験）（実技試験）	6 時間

指導員養成講習	1	応急手当普及員講習 Ⅰ・Ⅱ	より高度な応急手当と指導方法、展示方法を習得し、地域や事業所などにおいて、普通救命講習及び心肺蘇生法講習を開催し、応急手当を普及する資格が習得できます。	※基礎医学 ※心肺蘇生法 ※AEDの使用法 ※気道異物除去法・止血法 ※骨折・外傷・その他の手当 ※傷病者管理法、搬送法 ※各種手当の指導技法・展示技法	Ⅰ 24時間 Ⅱ 4時間
	2	応急手当普及員再講習	応急手当普及員の資格を更新することができます。 ※応急手当指導技能の維持・向上を図るための講習です。	※各種手当の指導技法・展示技法	3時間
	3	応急手当指導員講習 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	より高度な応急手当と指導方法、展示方法を習得し、広く住民に対して普通救命講習、上級救命講習及び心肺蘇生法講習を開催し、応急手当を指導する資格が取得できます。	※基礎医学 ※心肺蘇生法 ※AEDの使用法 ※気道異物除去法・止血法 ※骨折・外傷・その他の手当 ※傷病者管理法、搬送法 ※各種手当の指導技法・展示技法	Ⅰ 8時間 Ⅱ 24時間 Ⅲ 16時間
	4	応急手当指導員再講習	応急手当指導員の資格を更新することができます。 ※応急手当指導技能の維持・向上を図るための講習です。	※各種手当の指導技法・展示技法	4時間

別表2 普通救命講習Ⅰ（市民救命士）

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法（主に成人を対象）及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用的人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	3時間
応急手当の重要性		応急手当の目的	○救命 ○悪化防止 ○苦痛の軽減	
		応急手当の必要性	○救急車到着までの応急手当の必要性（心停止の予防等を含む） ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○自主救護の必要性 ○他人を救うことが自分を救う ○救急業務の現状（救急統計・救急車の適正利用）	
救命（主に成人を対象）に必要な応急手当	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定（反応、呼吸なし）に対応した心肺蘇生法の流れ	
	AEDの使用法＊	AEDの使用法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
合 計 時 間				3時間

（※）＊は実習を主体とする。

備 考	1 おおむね3年ごとの定期的な講習を行うこと。 2 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表2の2 普通救命講習Ⅱ(市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(主に成人を対象)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	3時間
応急手当の重要性		応急手当の目的	○救命 ○悪化防止 ○苦痛の軽減	
		応急手当の必要性	○救急車到着までの応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○自主救護の必要性 ○他人を救うことが自分を救う ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)	
救命(主に成人を対象)	心肺蘇生法*	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ	
	AEDの使用法*	AEDの使用法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の案全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
知識の確認(筆記試験)		知識の確認	○AEDを含む心肺蘇生法を実施するための基礎的知識の確認	1時間
実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価	○シナリオに沿ったAEDを含む心肺蘇生法を実施できる技術を確認	
合 計 時 間				4時間

(※) *は実習を主体とする。

備 考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されるものを対象とすること。 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 おおむね3年ごとの定期的な再講習を行うこと。 4 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表2の3 普通救命講習Ⅲ(市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(主に小児、乳児を対象)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	3時間
応急手当の重要性		応急手当の目的	○救命 ○悪化防止 ○苦痛の軽減	
		応急手当の必要性	○救急車到着までの応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○自主救護の必要性 ○他人を救うことが自分を救う ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)	
(主救に命に小児、要乳な児を急対象)	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口(口鼻)人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ	
	AEDの使用法＊	AEDの使用方法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
合 計 時 間				3時間

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 おおむね3年ごとの定期的な講習を行うこと。 2 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表2の4 実技救命講習 I (市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(主に成人を対象)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 事前にWEB講習(総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」)を受講する。 2 講習日には印刷されたWEB講習の「受講証明書(普通救命講習編)」、若しくは、スマートフォン等によるブックマークの設定、画面コピー等を提示させる。 3 講習については、実習を主体とする。 4 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 5 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	2時間
応急手当の重要性		講義・質疑応答	○応急手当の目的・必要性 ○eラーニングに関する質疑応答	
救命(主に成人を対象)	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ	
		AEDの使用法＊	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
	AEDの使用法＊	指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
合 計 時 間				2時間

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 おおむね3年ごとの定期的な講習を行うこと。 2 応急手当WEB講習受講証明書(普通救命講習編)の認定年月日から、1か月以内に受講する講習とする。 3 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表2の5 実技救命講習Ⅱ（市民救命士）

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法（主に成人を対象）及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 事前にWEB講習（総務省消防庁ホームページ「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」）を受講する。 2 講習日には印刷されたWEB講習の「受講証明書（普通救命講習編）」、若しくは、スマートフォン等によるブックマークの設定、画面コピー等を提示させる。 3 講習については、実習を主体とする。 4 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 5 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	2時間
応急手当の重要性		講義・質疑応答	○応急手当の目的・必要性 ○e-ラーニングに関する質疑応答	
救命に必要 な成人を 対象（主）	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定（反応、呼吸なし）に対応した心肺蘇生法の流れ	
	AEDの使用法＊	AEDの使用法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
知識の確認（筆記試験）		知識の確認	○AEDを含む心肺蘇生法を実施するための基礎的知識の確認	1時間
実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	○シナリオに沿ったAEDを含む心肺蘇生法を実施できる技術を確認	
合 計 時 間				3時間

（※）＊は実習を主体とする。

備 考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されるものを対象とすること。 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 おおむね3年ごとの定期的な再講習を行うこと。 4 応急手当WEB講習受講証明書（普通救命講習編）の認定年月日から、1か月以内に受講する講習とする。 5 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表2の6 実技救命講習Ⅲ(市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(主に小児、乳児を対象)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 基本的な実施要領	1 事前にWEB講習(総務省消防庁ホームページ「一般市民向け応急手当WEB講習普通救命講習編」)を受講する。 2 講習日には印刷されたWEB講習の「受講証明書(普通救命講習編)」、若しくは、スマートフォン等によるブックマークの設定、画面コピー等を提示させる。 3 講習については、実習を主体とする。 4 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 5 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	2時間
応急手当の重要性		講義・質疑応答	○応急手当の目的・必要性 ○e-ラーニングに関する質疑応答	
(主救に命小に児必、要乳な児応を急対手段)	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口(口鼻)人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ	
	AEDの使用法＊	AEDの使用方法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
	止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の方法	
合 計 時 間				2時間

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 おおむね3年ごとの定期的な講習を行うこと。 2 応急手当WEB講習受講証明書(普通救命講習編)の認定年月日から、1か月以内に受講する講習とする。 3 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表3 上級救命講習(市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(成人、小児、乳児)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 基本的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	5時間
応急手当の重要性		応急手当の目的	○救命 ○悪化防止 ○苦痛の軽減	
		応急手当の必要性	○救急車到着までの応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○自主救護の必要性 ○他人を救うことが自分を救う ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)	
(成人、小児、乳児を対象)	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位	
		口対口(口鼻)人工呼吸法	○感染防止の意義・方法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ	
		AEDの使用法＊	AEDの使用法	
	指導者による使用法の呈示		○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
	AEDの実技要領		○AEDを含む心肺蘇生法	
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。	
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領	
止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の意義・方法		
その他の応急手当	傷病者管理法＊	衣類の緊縛解除	○衣類の緊縛解除要領	
		保温法	○毛布1枚によるもの	
		体位管理法	○仰臥位 ○回復体位 ○ショック体位	
	外傷の手当要領＊	副子固定法	○鎖骨固定 ○健側固定 ○提肘固定三角巾	
			○雑誌・ダンボール・板 等	
		熱傷の手当	○冷却 ○滅菌処置	
		その他の手当	○創傷の処置 ○咬傷 ○低体温 ○凍傷 ○毒物 ○けいれん ○溺水 等	
	搬送法＊	搬送の方法	○支持搬送 ○背負い搬送 ○担架搬送	
		担架搬送法	○平坦地 ○階段	
		応急担架作成法	○身の回りにあるもので実施する。	
知識の確認(筆記試験)		○AEDを含む心肺蘇生法、その他の応急手当を実施するための基礎的知識の確認	1時間	
実技の評価(実技試験)		○シナリオに沿ったAEDを含む心肺蘇生法、その他の応急手当を実施できる技術を確認		
合 計 時 間				8時間

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とする。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 おおむね3年ごとに定期講習を行うこと。 4 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表3の2 実技上級救命講習(市民救命士)

1 到達目標	1 救急車が現場到着するまでの間、心肺蘇生法(成人、小児、乳児)及びAEDを使用できる。 2 気道異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 基本的な実施要領	1 事前にWEB講習(総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習上級救命講習編」)を受講する。 2 講習日には印刷されたWEB講習の「受講証明書(上級救命講習編)」、若しくは、スマートフォン等によるブックマークの設定、画面コピー等を提示させる。 3 講習については、実習を主体とする。 4 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 5 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間	
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	4時間	
応急手当の重要性		講義・質疑応答	○応急手当の目的・必要性 ○eラーニングに関する質疑応答		
(成人、小児、乳児を対象)	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方		
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領		
		気道確保要領	○頭部後屈あご先挙上法 ○回復体位		
		口対口(口鼻)人工呼吸法	○感染防止の意義・方法		
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○想定(反応、呼吸なし)に対応した心肺蘇生法の流れ		
		AEDの使用法＊	AEDの使用方法		○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認		
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法		
	効 果 確 認		○AEDを含む心肺蘇生法を一人でできる。		
	異物除去法	異物除去要領	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領		
止血法	直接圧迫止血法	○圧迫位置 ○圧迫要領 ○感染防止の意義・方法			
その他の応急手当	傷病者管理法＊	衣類の緊縛解除	○衣類の緊縛解除要領		1時間
		保温法	○毛布1枚によるもの		
		体位管理法	○仰臥位 ○回復体位 ○ショック体位		
	外傷の手当要領＊	副子固定法	○鎖骨固定 ○健側固定 ○提肘固定三角巾		
			○雑誌・ダンボール・板 等		
		熱傷の手当	○冷却 ○滅菌処置		
		その他の手当	○創傷の処置 ○咬傷 ○低体温 ○凍傷 ○毒物 ○けいれん ○溺水 等		
	搬送法＊	搬送の方法	○支持搬送 ○背負い搬送 ○担架搬送		
		担架搬送法	○平坦地 ○階段		
		応急担架作成法	○身の回りにあるもので実施する。		
知識の確認(筆記試験)		○AEDを含む心肺蘇生法、その他の応急手当を実施するための基礎的知識の確認	1時間		
実技の評価(実技試験)		○シナリオに沿ったAEDを含む心肺蘇生法、その他の応急手当を実施できる技術を確認			
合 計 時 間				8時間	

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とする。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 おおむね3年ごとに定期講習を行うこと。 4 応急手当WEB講習受講証明書(上級救命講習編)の認定年月日から、1か月以内に受講する講習とする。 5 訓練用資器材を充実させることにより、受講者1人あたりの訓練資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができる場合は、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表4 心肺蘇生法講習(救命入門チャレンジコース・市民救命士)

1 到達目標	救急車が現場到着するまでの間、胸骨圧迫及びAEDを使用できる。
2 基本的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 実施者数は原則として、受講者10人につき指導員1人と蘇生訓練用人形2体及びAEDトレーナー2台とすることが望ましい。ただし、受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減をすることを妨げない。

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
講習の目的		市民救命士制度の趣旨	市民の救命率向上のために、川崎市民全世帯に1人の市民救命士を養成する。	1. 5時間
応急手当の重要性		応急手当の目的	○救命 ○悪化防止 ○苦痛の軽減	
		応急手当の必要性	○救急車到着までの応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○自主救護の必要性 ○他人を救うことが自分を救う ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)	
救命に必要 な成人を 対象	心肺蘇生法＊	反応の確認、通報	○観察の必要性 ○反応、呼吸の調べ方	
		胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領	
		気道確保要領	○呈示又は体験	
		口対口人工呼吸法	○呈示又は体験	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	○反応の確認から胸骨圧迫までの流れ	
	AEDの使用法＊	AEDの使用方法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法 ○オートショックAED	
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認	
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法	
合 計 時 間				1. 5時間

(※) ＊は実習を主体とする。

備 考	1 対象者は、おおむね10歳以上で、原則として、心肺蘇生法に関する講習を受講したことのない者とする。 2 本講習は、応急手当の導入講習のため、普通救命講習の受講を促すこと。
-----	--

別表5 応急手当普及員講習 I

項 目		細 目		指 導 内 容		時 間	
基礎知識（講義）		応急手当指導員（普及員）認定制度		○認定制度の意義 ○応急手当指導者の心構え		1時間	
		応急手当の対象者		○応急手当の普及啓発を行うべき対象者等			
		応急手当の重要性		○応急手当の目的 ○応急手当の必要性（心停止の予防等を含む）			
				○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○救急業務の現状（救急統計・救急車の適正利用）			
基礎的な知識・技能	観察要領	観察要領		○観察の必要性 ○外見観察 ○救命観察 ○全身局所の観察		6時間	
	救命に必要な 応急手当の 基礎実技	心肺蘇生法	心肺蘇生法	○心肺蘇生の対象 ○心肺蘇生法（成人・小児・乳児）			
			胸骨圧迫要領	○胸骨圧迫の要領（成人・小児・乳児）			
			気道確保要領	○気道確保の必要性 ○気道確保要領			
			人工呼吸法	○人工呼吸の対象 ○口対口人工呼吸法（成人・小児）、口対口鼻人工呼吸法（乳児）			
			異物除去法	○一方弁付呼吸気吹き込み用具による人工呼吸			
			異物除去法	○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領 ○成人・小児・乳児別要領			
	AEDの使用法	AEDの使用方法	○電源の入れ方 ○パッドの装着方法				
		指導者による使用法の呈示	○胸部が濡れている場合 ○ペースメーカー埋め込み、貼付薬等への対処法 ○解析、通電時の安全確認				
		AEDの実技要領	○AEDを含む心肺蘇生法				
	止血法			○出血の種類 ○直接圧迫止血法			
	その他の応急手当 の指導要領	傷病者の管理法		○衣類の緊縛解除 ○保温法 ○体位管理法		3時間	
		外傷の手当要領		○骨折等の固定法 ○熱傷の手当 ○その他の手当			
		搬送法		○担架搬送 ○その他の搬送法 ○応急担架作成法			
	指導要領	基礎医学	解剖・生理学		○人体各部の名称 ○骨格系 ○循環器系 ○呼吸器系 ○消化器系 ○脳・神経系		4時間
			感染防止		○応急手当による感染の可能性 ○一般的な対応 ○血液・吐物等の注意		
		資器材の取扱い要領	資器材の取扱い要領		○保守・管理（分解・消毒） ○記録紙の見方 ○その他		8時間
指導技法		指導実施要領		○指導要領 ○展示要領 ○話し方 ○補助者の活用要領 ○レッスンプラン作成要領			
救命に必要な応急手 当の指導要領		観察の指導要領		○観察に係る指導・展示要領（反応・呼吸の調べ方）			
		心肺蘇生法 の指導要領	心肺蘇生法の指導要領	○心肺蘇生法に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）			
			胸骨圧迫の指導要領	○胸骨圧迫に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）			
			気道確保の指導要領	○気道確保に係る指導・展示要領（頭部後屈あご先挙上法・回復体位）			
			人工呼吸法の指導要領	○人工呼吸に係る指導・展示要領（口対口・口対口鼻人工呼吸法、一方向弁付呼吸気吹き込み用具による人工呼吸）			
			異物除去法の指導要領	○異物除去法に係る指導・展示要領（背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別要領）			
		AEDの使用法 の指導要領	AEDの使用方法	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領			
指導者による使用法の呈示			○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領				
シナリオに対応したAED指導法			○訓練シナリオの付与要領				
止血法の指導要領				○止血に係る指導・展示要領（直接圧迫止血法） ○感染防止の指導要領			
その他の応急手当 の指導要領		傷病者の管理法の指導要領		○傷病者に係る指導・展示要領（衣類の緊縛解除、保温法、体位管理法）			
	外傷の手当の指導要領		○外傷の手当に係る指導・展示要領（副子固定法、熱傷の手当、その他の手当）				
	搬送法の指導要領		○搬送法に係る指導・展示要領（搬送の方法、担架搬送法、応急担架作成法）				
	各種手当の組み合わ せ、応用の指導要領		○想定課題に基づく指導要領				
効果確認と指導内容に関する質疑への対応				○知識の確認 ○AEDシナリオでの実技評価 ○応急手当奏効事例 ○想定質問と回答例 ○その他		2時間	
合 計 時 間						24時間	

(※) 指導実技を実施させる。

想定課題に基づく指導要領について展示指導させる。

別表6 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		細 目		指 導 内 容	時 間
指 導 要 領	指導技法	指導実施要領		○指導要領 ○展示要領 ○話し方 ○補助者の活用要領 ○レッスンプランの作成要領	1時間
	救命に必要な 応急手当の 指導要領	観察の指導要領		○観察に係る指導・展示要領（反応・呼吸の調べ方）	3時間
		心肺蘇生法の 指導要領	心肺蘇生法の指導要領	○心肺蘇生法に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）	
			胸骨圧迫の指導要領	○胸骨圧迫に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）	
			気道確保の指導要領	○気道確保に係る指導・展示要領（頭部後屈あご先挙上法・回復体位）	
			人工呼吸法の指導要領	○人工呼吸法に係る指導・展示要領 （口対口・口対口鼻人工呼吸・一方弁付呼気吹き込み用具を用いた人工呼吸） ○感染防止に係る指導・展示要領	
			異物除去法の指導要領	○異物除去法に係る指導・展示要領（背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別）	
		AEDの使用法の 指導要領	AEDの使用方法	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領	
			指導者による使用法の呈示	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領	
			シナリオに対応したAEDの指導法	○訓練シナリオの付与要領	
		止血法の指導要領		○止血法に係る指導・展示要領（直接圧迫止血法） ○感染防止に係る指導・展示要領	
		効果測定		○心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） ○心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	
合 計 時 間				4時間	

(※) 指導実技を実施させる。

想定課題に基づく指導要領について展示指導させる。

別表7 応急手当普及員再講習

項 目	細 目		指 導 内 容	時 間
救命に必要な 応急手当の 指導要領	観察の指導要領		○観察に係る指導・展示要領（反応・呼吸の調べ方）	3時間
	心肺蘇生法の 指導要領	心肺蘇生法の指導要領	○心肺蘇生法に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）	
		胸骨圧迫の指導要領	○胸骨圧迫に係る指導・展示要領（成人・小児・乳児）	
		気道確保の指導要領	○気道確保に係る指導・展示要領（頭部後屈あご先挙上法・回復体位）	
		人工呼吸法の指導要領	○人工呼吸法の指導・展示要領（口対口・口対口鼻人工呼吸・一方弁付呼気吹き込み用具を用いた人工呼吸） ○感染防止に係る指導・展示要領	
		異物除去法の 指導要領	○異物除去法に係る指導・展示要領（背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別要領）	
	AED使用法 の指導要領	AEDの使用方法	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領	
		指導者による使用法の呈示	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領	
		シナリオに対応したAEDの指導法	○訓練シナリオの付与要領	
	止血法の指導要領		○止血法に係る指導・展示要領（直接圧迫止血法） ○感染防止に係る指導・展示要領	
合 計 時 間				3時間
備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。			

別表8 応急手当指導員講習 I

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間
指 導 要 領	指導技法	指導実施要領	○指導要領 ○展示要領 ○話し方 ○レスンプランの作成要領 ○補助者の活用要領	30分
	救命に必要な 応急手当の 基礎実技	観察要領	○観察に係る指導・展示要領(反応・呼吸の調べ方) ○生命に直接関係する症状に対しての優先順位	4時間
		心肺蘇生法の 指導要領	心肺蘇生法の指導要領	
			胸骨圧迫の指導要領	
			気道確保の指導要領	
			人工呼吸法の指導要領	
			異物除去法	
		AED使用法の 指導要領	AEDの使用法	
			AED使用方法の呈示	
			シナリオに対応したAEDの使用法	
		止血法の指導要領	○止血法に係る指導・展示要領(直接圧迫止血法) ○感染防止の指導要領	
	その他の 応急手当の 基礎実技	傷病者管理法の指導要領	○傷病者管理法に係る指導・展示要領(衣類の緊縛解除・保温法・体位管理)	2時間
		外傷の手当の指導要領	○外傷の手当に係る指導・展示要領(骨折等の固定法・熱傷の手当・その他の手当)	
		搬送法の指導要領	○搬送法に係る指導・展示要領(搬送の方法・担架搬送法・応急担架作成法)	
	各種手当の組合せ・ 応用の指導要領	想定課題に基づく指導要領	○想定課題に基づく指導実習	30分
効果測定と指導内容に関する質疑への対応			○知識の確認 ○AEDシナリオでの実技評価 ○応急手当奏功事例 ○想定質問と回答例 ○その他	1時間
合 計 時 間				8時間

別表9 応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間	
基 礎 的 な 知 識 ・ 技 能	基礎知識(講義)	応急手当指導員(普及員)認定制度	○認定制度の意義　○応急手当指導員の心構え	1時間	
		応急手当の対象者	○応急手当の普及啓発を行うべき対象者等		
		応急手当の重要性	○応急手当の目的　○応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)		
	救命に必要な 応急手当の基礎実技	観察要領	○観察の必要性　○外観観察　○救命観察　○全身局所の観察	7時間	
		心肺蘇生法	心肺蘇生法		○心肺蘇生の対象　○心肺蘇生法(成人・小児・乳児)
			胸骨圧迫		○胸骨圧迫の要領(成人・小児・乳児)
			気道確保要領		○気道確保の必要性　○気道確保要領
			人工呼吸法		○人工呼吸の対象　○口対口人工呼吸法(成人・小児)、口対口鼻人工呼吸法(乳児) ○一方弁付呼気吹き込み用具による人工呼吸
			異物除去法		○背部叩打法　○ハイムリック法　○反応の有無別要領　○成人・小児・乳児別要領
		AEDの 使用方法	基本原理		○除細動の基本原理
			シナリオに対応したAEDの使用法		○AEDを含む心肺蘇生法
		止血法	○出血の種類　○直接圧迫止血法		
	その他の 応急手当の指導要領	傷病者管理法	○衣類の緊迫解除　○保温法　○体位管理法	2時間	
		外傷の手当要領	○骨折等の固定法　○熱傷の手当　○その他の手当		
		搬送法	○担架搬送法　○その他の搬送法　○応急担架作成法		
指 導 要 領	基礎医学	解剖・生理学	○人体各部の名称　○骨格系　○循環器系　○呼吸器系　○消化器系　○脳・神経系	3時間	
		感染防止	○応急手当による感染の可能性　○一般的な対応　○血液、吐物等の注意		
	資器材の取扱い要領	資器材の取扱い要領	○保守・管理(分解・消毒)　○記録紙の見方　○その他		
	指導技法	指導実施要領	○指導要領　○展示要領　○話し方　○補助者の活用要領　○レスンプラン作成要領		
	救命に必要な 応急手当の指導要領	観察の指導要領	○観察に係る指導・展示要領(反応・呼吸の調べ方)	6時間	
		心肺蘇生法の 指導要領	心肺蘇生法の指導要領		○心肺蘇生法に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)
			胸骨圧迫の指導要領		○胸骨圧迫に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)
			気道確保要領の指導要領		○気道確保に係る指導・展示要領(頭部後屈あご先挙上法・回復体位)
			人工呼吸の指導要領		○人工呼吸に係る指導・展示要領 (口対口・口対口鼻人工呼吸法・一方弁付呼気吹き込み用具を用いた人工呼吸)
			異物除去法の指導要領		○異物除去法に係る指導・展示要領(背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別要領)
		AED使用 法の指導方 法	AEDの使用法		○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領
			AED使用方法の呈示		○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領
	シナリオに対応したAEDの使用法		○訓練シナリオの付与要領		
	止血法の指導要領	○止血法に係る指導・展示要領(直接圧迫止血法)	2時間		
	その他の 応急手当の指導要領	傷病者管理法の指導要領		○傷病者管理法に係る指導・展示要領(衣類の緊迫解除・保温法・体位管理法)	
外傷の手当の指導要領		○外傷の手当に係る指導・展示要領(骨折等の固定法・熱傷の手当・その他の手当)			
搬送法の指導要領		○搬送法に係る指導・展示要領(担架搬送法・その他の搬送法・応急担架作成法)			
各種手当の組合せ・ 応用の指導要領	想定課題に基づく指導要領	○想定課題に基づく指導実習	1時間		
効果測定と指導内容に関する質疑への対応			○知識の確認　○AEDシナリオでの実技評価　○応急手当奏功事例　○想定質問と回答例　○その他	2時間	
合 計 時 間				24時間	

別表10 応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		細 目	指 導 内 容	時 間		
基礎的な知識・技能	基礎知識(講義)	応急手当指導員(普及員)認定制度	○認定制度の意義 ○応急手当指導員の心構え	1時間		
		応急手当の対象者	○応急手当の普及啓発を行うべき対象者等			
		応急手当の重要性	○応急手当の目的 ○応急手当の必要性(心停止の予防等を含む) ○救命の連鎖と早期除細動の重要性 ○救急業務の現状(救急統計・救急車の適正利用)			
	救命に必要な 応急手当の基礎実技	観察要領	○観察の必要性 ○外観観察 ○救命観察 ○全身局所の観察	3時間		
		心肺蘇生法	心肺蘇生法		○心肺蘇生の対象 ○心肺蘇生法(成人・小児・乳児)	
			胸骨圧迫		○胸骨圧迫の要領(成人・小児・乳児)	
			気道確保要領		○気道確保の必要性 ○気道確保要領	
			人工呼吸法		○人工呼吸の対象 ○口対口人工呼吸法(成人・小児)、口対口鼻人工呼吸法(乳児) ○一方弁付呼気吹き込み用具による人工呼吸	
			異物除去法		○背部叩打法 ○ハイムリック法 ○反応の有無別要領 ○成人・小児・乳児別要領	
		AEDの 使用方法	基本原理		○除細動の基本原理	
シナリオに対応したAEDの使用法	○AEDを含む心肺蘇生法					
止血法	○出血の種類 ○直接圧迫止血法					
その他の 応急手当の基礎実技	傷病者管理法	○衣類の緊迫解除 ○保温法 ○体位管理法		1時間		
	外傷の手当要領	○骨折等の固定法 ○熱傷の手当 ○その他の手当				
	搬送法	○担架搬送法 ○その他の搬送法 ○応急担架作成法				
指 導 要 領	基礎医学	解剖・生理学	○人体各部の名称 ○骨格系 ○循環器系 ○呼吸器系 ○消化器系 ○脳・神経系		2時間	
		感染防止	○応急手当による感染の可能性 ○一般的な対応 ○血液、吐物等の注意			
	資器材の取扱い要領	資器材の取扱い要領	○保守・管理(分解・消毒) ○記録紙の見方 ○その他			
	指導技法	指導実施要領	○指導要領 ○展示要領 ○話し方 ○補助者の活用要領 ○レスンプラン作成要領			
	救命に必要な 応急手当の指導要領	観察の指導要領		○観察に係る指導・展示要領(反応・呼吸の調べ方)		4時間
		心肺蘇生法の指導要領	心肺蘇生法の指導要領	○心肺蘇生法に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)		
			胸骨圧迫の指導要領	○胸骨圧迫に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)		
			気道確保要領の指導要領	○気道確保に係る指導・展示要領(頭部後屈あご先挙上法・回復体位)		
			人工呼吸の指導要領	○人工呼吸に係る指導・展示要領(口対口・口対口鼻人工呼吸法・一方弁付呼気吹き込み用具を用いた人工呼吸)		
			異物除去法の指導要領	○異物除去法に係る指導・展示要領(背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別要領)		
		AED使用法の指導要領	AEDの使用法	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領		
			AED使用方法の呈示	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領		
	シナリオに対応したAEDの使用法		○訓練シナリオの付与要領			
	止血法の指導要領	○止血法に係る指導・展示要領(直接圧迫止血法)				
	その他の 応急手当の指導要領	傷病者管理法の指導要領	○傷病者管理法に係る指導・展示要領(衣類の緊迫解除・保温法・体位管理法)		2時間	
		外傷の手当の指導要領	○外傷の手当に係る指導・展示要領(骨折等の固定法・熱傷の手当・その他の手当)			
		搬送法の指導要領	○搬送法に係る指導・展示要領(担架搬送法・その他の搬送法・応急担架作成法)			
各種手当の組合せ・ 応用の指導要領	想定課題に基づく指導要領	○想定課題に基づく指導実習		1時間		
効果測定と指導内容に関する質疑への対応			○知識の確認 ○AEDシナリオでの実技評価 ○応急手当秦功事例 ○想定質問と回答例 ○その他	2時間		
合 計 時 間				16時間		

別表11 応急手当指導員再講習

項 目		細 目		指 導 内 容		時 間
指 導 要 領	救命に必要な 応急手当の 指導要領	観察の指導要領		○観察に係る指導・展示要領(反応・呼吸の調べ方)		4時間
		心肺蘇生法の 指導要領	心肺蘇生法の指導要領	○心肺蘇生法に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)		
			胸骨圧迫の指導要領	○胸骨圧迫に係る指導・展示要領(成人・小児・乳児)		
			気道確保の指導要領	○気道確保に係る指導・展示要領(頭部後屈あご先挙上法・回復体位)		
			人工呼吸法の指導要領	○人工呼吸法に係る指導・展示要領 (口対口人工呼吸法(成人・小児)、口対口鼻人工呼吸法(乳児)、一方向弁付呼気吹き込み用具による人工呼吸)		
			異物除去法	○異物除去法に係る指導・展示要領(背部叩打法、ハイムリック法、反応の有無別要領、成人・小児・乳児別要領)		
		AED使用法 の指導方法	AEDの使用方法	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の説明指導要領		
			AED使用方法の呈示	○電源の入れ方からパッド装着、解析、通電まで使用法の展示要領		
			シナリオに対応したAEDの使用法	○訓練シナリオの付与要領		
		止血法の指導要領		○止血法に係る指導・展示要領(直接圧迫止血法)		
	その他の 応急手当の 指導要領	傷病者管理法の指導要領		○傷病者管理法に係る指導・展示要領(衣類の緊縛解除・保温法・体位管理)		
		外傷の手当の指導要領		○外傷の手当に係る指導・展示要領(骨折等の固定法・熱傷の手当・その他の手当)		
		搬送法の指導要領		○搬送法に係る指導・展示要領(搬送の方法・担架搬送法・応急担架作成法)		
	合 計 時 間					
備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。					

別表 1 2 応急手当講習の業務委託

受託者は、「市民救命士の養成等応急手当普及啓発活動に関する実施要綱」各条のうち、次に掲げる条文に関する業務について、消防長に代わりこれを行うものとする。

	該当条文	内 容
1	第 5 条関係	(市民救命士の養成)
2	第 6 条関係	(修了証の交付)
3	第 8 条関係	(応急手当普及員の養成)
4	第 1 1 条関係	(応急手当普及員の認定証の交付)
5	第 1 4 条関係	(応急手当指導員の養成)
6	第 1 7 条関係	(応急手当指導員の認定証の交付)
7	第 2 4 条関係	(修了証の交付)
8	第 2 5 条関係	(再交付)
9	第 2 8 条関係	(感染防止上の配慮)

別記様式 1 普通救命講習Ⅰ修了証の様式

(表)



(裏)

普通第 号	
普通救命講習Ⅰ修了証	
氏名	
あなたは普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有する市民救命士であることを証します。救命技能を維持向上させるため、おおむね3年ごとに反復して講習を受けてください。	
年 月 日	
川崎市消防長	印

修了証の大きさ 縦54mm×横90mm

別記様式 1 の 2 普通救命講習Ⅱ修了証の様式

(表)



(裏)

普Ⅱ第 号	
普通救命講習Ⅱ修了証	
氏名	
あなたは普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有する市民救命士であることを証します。救命技能を維持向上させるため、おおむね3年ごとに反復して講習を受けてください。	
年 月 日	
川崎市消防長	印

修了証の大きさ 縦 5 4 mm×横 9 0 mm

別記様式 1 の 3 普通救命講習Ⅲ修了証の様式

(表)



(裏)

普Ⅲ第 号	
普通救命講習Ⅲ修了証	
氏名	
あなたは普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有する市民救命士であることを証します。救命技能を維持向上させるため、おおむね3年ごとに反復して講習を受けてください。	
年 月 日	
川崎市消防長	印

修了証の大きさ 縦 5 4 mm×横 9 0 mm

別記様式 2 上級救命講習修了証の様式

(表)



(裏)

上級第 号	
上級救命講習修了証	
氏名	
あなたは上級救命講習を修了し、救命技能を有する市民救命士であることを証します。救命技能を維持向上させるため、おおむね3年ごとに反復して講習を受けてください。	
年 月 日	
川崎市消防長	印

修了証の大きさ 縦 5 4 mm×横 9 0 mm

別記様式3 心肺蘇生法講習修了証の様式

(表)



(裏)

心肺第 号

心肺蘇生法講習修了証
(救命入門チャレンジコース)

氏名

あなたは 心肺蘇生法講習を修了し、救命技能を有する
市民救命士であることを証します。

年 月 日

川崎市消防長 印

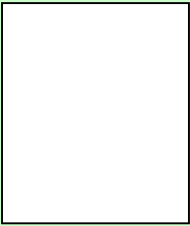
※次回は、普通救命講習を受講しましょう！！

修了証の大きさ 縦54mm×横90mm

別記様式 4 応急手当普及員認定証の様式

(表)


KAWASAKI CITY



**応急手当普及員
認定証**

川崎市消防局

(裏)

救普及 号

応急手当普及員認定証

氏名

あなたを応急手当普及員として認定します。地域の応急手当の普及啓発に御協力ください。本証は発行日から3年間有効です。なお、再講習を受講した場合は、再講習日から3年間有効です。

資格認定日	年	月	日
有効期限	年	月	日

川崎市消防長 印

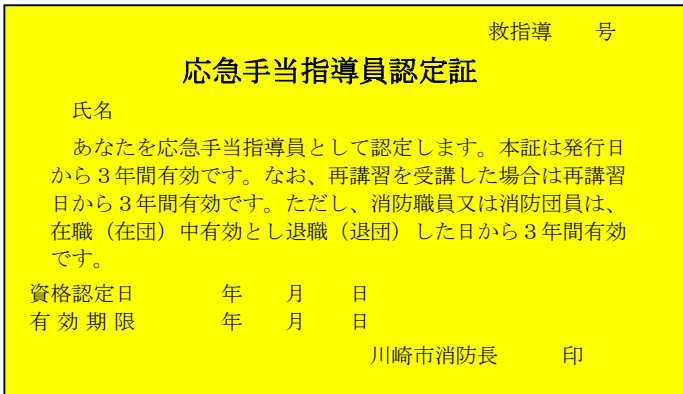
認定証の大きさ 縦 5 4 mm×横 9 0 mm

別記様式 5 応急手当指導員認定証の様式

(表)



(裏)



認定証の大きさ 縦54mm×横90mm

普及講習修了証等交付記録名簿

番 号	氏 名		受講条件	受講回数	修了証等交付日 番 号
	連絡先	職 業			
	住 所				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

別記様式 7

市民救命士養成講習修了証交付申請書

年 月 日

川崎市消防長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

指導員・普及員認定証番号
_____ 号

市民救命士養成講習を開催するため、次のとおり受講者に対する修了証等の交付を申請します。

講習種類	☐ 普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ☐ 上級救命講習 ☐ 心肺蘇生法講習		
講習日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
開催場所	(名称) 川崎市 区 町 丁目 番 号		
受講対象者	組織名	応急手当指導員数	名
		応急手当普及員数	名
人 員	名		
※ この下は、記入しないでください。			
派遣職員	名	テキスト数	部
資 機 材 の 貸 出 等			
名 称	数 量	名 称	数 量
備考			

- 備考 1 ※印以下太線内は記入しないでください。
- 2 受講者名簿を必ず添付してください。
- 3 講習会を欠席された方の修了証は、消防署にお返してください。

別記様式8

修了証等再交付申請書	
川崎市消防長 様	
申請者 氏名	
次の事由により修了証・認定証の再交付を申請します。	
種 類	☐ 普通救命講習Ⅰ修了証 ☐ 普通救命講習Ⅱ修了証 ☐ 普通救命講習Ⅲ修了証 ☐ 上級救命講習修了証 ☐ 心肺蘇生法講習修了証 ☐ 応急手当普及員認定証 ☐ 応急手当指導員認定証
修了証・認定証番号	
再交付の理由	
氏 名	
連 絡 先	(住 所)
	(電話番号)
勤務先又は学校名	
※ 備 考	

注1 ※印欄は記入しないでください。

2 再交付を行ったときは、遅滞なく消防長に報告すること。

別記様式9

普及啓発帳票管理簿

月	普通救命講習 修了証		上級救命講習 修了証		心肺蘇生法講習 修了証		応急手当普及員 認定証		応急手当指導員 認定証	
前月繰越	0		0		0		0		0	
日	発行	受入	発行	受入	発行	受入	発行	受入	発行	受入
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
在庫	0		0		0		0		0	

担 任	係 長	課 長

委託業務完了届

年 月 日

(あて先)
川 崎 市 長 様

受託者
所在地
名 称
代表者名
印

次の委託業務が完了しましたのでお届けします。

業務名	応急手当普及啓発活動事業委託業務
実施回数	回 (年度 累計 回)
受講者数	人 (年度 累計 人)
実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
受託金額	¥

検査確認書

上記委託業務につき検査し、履行を確認しました。

年 月 日
検査員職 氏名 印



一般消費者向け

応急手当WEB講習

普通救命講習編

受講証明書

あなたは「応急手当WEB講習」の普通救命講習編を受講し、
所定の課程を修了しましたので、ここに証します。

ID:

講習開始✓

テスト開始✓

テスト終了✓

氏名:

認定年月日:



総務省消防庁





一般市民向け

応急手当WEB講習

上級救命講習編

受講証明書

あなたは「応急手当WEB講習」の上級救命講習編を受講し、
所定の課程を修了しましたので、ここに証します。

ID:

講習開始✓

テスト開始✓

テスト終了✓

氏名:

認定年月日:



総務省消防庁
Ministry of Internal Affairs and Communications
Fire and Disaster Management Agency

